



# 職員の資格など改正



週刊  
日本共産党  
市議会報告

2018年6月25日

第1461号

【発行】  
日本共産党  
浦安市議団  
☎ & F A X  
047-350-1243



市議会議員  
元木美奈子

入船 4-37-14  
☎ 047-355-8526  
minamotonton@  
jcom.home.ne.jp



市議会議員  
美勢麻里

北栄 2-3-16-203  
☎ 047-354-9269  
m5mise@jcom.  
home.ne.jp

6月議会の議案に児童育成クラブ(学童保育)の支援員(職員)の資格について、国の改正に準じるとして条例の改正案が示されています。

## 適切な遊びと生活の場の保証

児童育成クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校が休校の時に、適切な遊びと生活の場を保証し健全な育成を図ることを目的としています。

浦安市は小学校1年生から4年生までの児童と療育手帳などの交付を受けている特別な支援を必要とする6年生までの児童を対象にしており、市内公立小学校17校全校に児童育成クラブを設置しています。

## 支援員配置の充実を!

現在、児童育成クラブの職員は、「支援員」と、支援員を補助する「補助員」が配置されています。

児童40人以下に2人以上の支援員を配置することになっており、そのうち1人は補助員を認めています。

支援員の資格については、9つの基準のいずれかに該当する者であり、県の研修を修了しなければなりません。

改正のひとつは、教育免許の更新がされていないでも免許状を所有していることが該当とすることが明確化されています。

もうひとつは、これまでは支援員になることができなかった中学卒業者が5年以上は児童育成クラブに従事し、市長が適当と認めると該当とするとしています。

この改正により、支援員研修を受講できる対象者が増えることが、教

育民生常任委員会にてわかりました。

## 委託業者の給与 答弁できず!

ところが、児童育成クラブの民間委託の運営事業者への委託料について支援員が増えても予算上は変わらず、補助員から支援員になると給与がどの程度改善されるのか把握していないことが日本共産党の質疑で明らかになりました。

現在、16の児童育成クラブが民間委託となり、東小学校児童育成クラブは保護者が運営に直接関わる運営委員会方式で取り組んでいます。

運営委員会方式では支援員の時給は最大1130円ですが、民間委託になると時給は下がっている状況が続いています。

## 制度改正と合わせて 職員の処遇改善を!

1998年に児童福祉法に児童育成クラブが放課後児童健全育成事業として位置づけられ、ガイドラインが作成され、2014年に浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例が施行されています。

子どもたちが健やかに育ちあうことができる環境の整備には、職員が安心して働ける職場でなくてはなりません。職員の処遇改善は急務です。

今後も日本共産党は職員の処遇改善に取り組みます。



# ○浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例 ⇒児童育成クラブが対象の条例

## 現在の条例

(職員)

第11条 省略 2 省略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。)第10条第3項に規定する都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士となる資格を有する者
- (2) 社会福祉士となる資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は基準省令第10条第3項第3号の規定により文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法による大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

4・5 省略

## 改正後の条例案

第11条 省略 2 省略

3 同左

(1) ~ (3) 同左

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

(5) ~ (9) 同左

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

4・5 省略

改定

追加

## 日本共産党演説会



市民と野党の共闘で  
政治を変えよう

# 小池 晃

党書記局長・参議院議員  
がお話します

7月19日(木) 午後6時30分 開会  
市川市文化会館小ホール

地域からバスが出ます  
(停留所と時刻表は以下の通り)

●バス乗車料金は500円です。  
昼食は持参してください。